所　管	商工観光部観光交流課		
担　当	村瀬	問い合わせ	0573-26-6830

報　道　機　関　　各位

燃料価格等の高騰に伴う施設利用料金の改定について

近年燃料価格をはじめとした物価等の高騰により観光施設の維持管理経費が上昇していることから、特に影響の大きい入浴設備を有する施設について、利用料金を見直す条例改正案を３月議会に提出しますので、お知らせします。

記

１．改正条例及び対象施設

改正条例	対象施設
恵那市串原温泉施設条例	くしはら温泉ささゆりの湯
恵那市上矢作自然交流施設条例	福寿の里モンゴル村、 コテージかわせみ、越沢コテージ
恵那市根の上高原国民休養地条例	恵那山荘

２．料金改定の考え方

（１）入浴に関する利用料金について

近隣市との比較検討の結果、１人１回上限 1,000 円に統一します。

（２）宿泊等その他利用料金について

実情に応じて、現行の２倍を超えない範囲の金額に改定します。

（３）実際の利用料金について

実際の利用料金については、上限金額の範囲内において指定管理者が市長の承認を経て定めることとなっています。利用者の急激な負担増加とならないよう、指定管理者と市とで十分協議し、決定します。

３．今後の日程

（１）３月議会に各関連施設条例の一部改正に係る議案を上程。

（２）３月議会の議決後、令和７年４月１日付けで各関連施設条例を施行。

（３）施行後、各施設管理者と協議の上で実際の利用料金を決定、周知期間を経て利用料金を改定。